

随意契約内容及び選定理由書

件名	橋りょう補修工事（道路整備課工事第2号）
履行場所	足立区千住曙町34番先
分類業務区分	工事
契約期間	令和7年4月25日から令和7年11月28日
契約年月日	令和7年4月24日
契約金額	¥28,600,000円(税込)
予定価格	¥28,990,500円(税込)
概要	<p>施工数量</p> <p>補修工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素地調整 2.4㎡ ・防錆処理 2.4㎡ ・不陸調整 2.4㎡ ・再塗装 2.4㎡ <p>足場工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枠組足場設置・撤去 一式 <p>安全管理工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東武鉄道立会費 一式 ・鉄道安全管理費 一式 ・架線防護工 一式 ・交通誘導員 一式

契約の相手方	<p>名称 東武谷内田建設（株）</p> <p>住所 東京都墨田区向島三丁目44番4号</p>
契約相手方の選定理由	<p>本工事は、東武鉄道スカイツリーライン鉄道敷を跨ぐ人道橋補修工事である。鉄道敷地内の施工であり、線路閉鎖及び軌電停止後の作業となるため、各作業には、東武鉄道固有の有資格者の配置が必要不可欠である。また、線路閉鎖後の作業のため、最終から始発までの作業時間になり、限られた時間で安全かつ迅速な施工が必要であるため、鉄道事業者との協議により、鉄道事業に精通した事業者による施工が求められている。</p> <p>上記事業者は本工事に必須である、軌電停止作業等の有資格者がいることに加え、当該区域の保守点検を行っていること、過去に当該箇所です場設置作業を伴う橋梁点検を施工した高い技術力と実績がある。当該地域で東武鉄道と円滑な調整を行い、確実かつ安全、迅速に施工することができる唯一の事業者である。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>
担当課	都市建設部 道・道路整備課
電話番号	3880-5111(2758)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	大谷田住区センター風除室増築工事監理等業務委託
履行場所	足立区大谷田一丁目1番2-101号
分類業務区分	工事監理
契約期間	令和7年4月25日から令和7年12月17日
契約年月日	令和7年4月24日
契約金額	¥3,740,000円(税込)
予定価格	¥3,905,000円(税込)
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風除室増築をするにあたり建築基準法第18条第2項の規定による計画通知書類の作成及び提出業務 ・ 上記工事終了後の建築基準法第18条第16項の規定による完了通知の作成、提出及び検査立会業務 ・ 工事完了までの工事監理業務 ・ 上記に付随する協議等一式

契約の相手方	名称 (株)カトウ建築事務所 東京事務所 住所 東京都中央区湊二丁目2番5号
契約相手方の選定理由	<p>当該施設は、独立行政法人都市再生機構が管理する建物の中に併設している。当初令和6年度に風除室の増築工事を予定していたが不調となり、本年度再度起工することとなった。当該監理をする工事は、建築基準法第18条第2項の規定による計画通知について確認済証を取得することが必要不可欠であり、上記設計事務所は、大谷田住区センター大規模改修その他工事設計委託を過去に受託し、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定手続きを行った実績がある。また、本事業者は、本業務を迅速かつ正確に遂行するのに必要な改修図、増築図等のデータを全て保有しているため、限られた工期の中で、適正な工事監理を実施できる。</p>
担当課 電話番号	施設営繕部 東部地区建設課 3880-5111(2876)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	島根小学校空調設備改修工事（緊急）
履行場所	足立区島根三丁目28番11号
分類業務区分	工事
契約期間	令和7年4月4日から令和7年11月14日
契約年月日	令和7年4月3日
契約金額	¥14,127,300円(税込)
予定価格	¥17,867,300円(税込)
概要	1 空調設備工事 校長室、事務室、職員ラウンジシステムと職員室、放送室、印刷室システムの空調室外機および室内機を撤去更新する。

契約の相手方	名称 東京ガスオールワンエナジー（株） 住所 東京都足立区竹の塚五丁目2番6号
契約相手方の選定理由	次により本業者を推薦する。 （1）本事業者は区内施設でのガス工事を含む空調機器工事の実績が多数あり、当該施設のGHP空調機器の修理実績もあるため、適任である。 （2）本事業者は学校工事の実績が多数あり、運営中の工事方法について熟知している。そのため、学校運営への影響を最小限にとどめて施工できる事業者である。 （3）緊急工事となる本工事は厳しい工期の中で迅速かつ確実な対応が必要となる。本事業者は過去の実績より確かな技術と施工体制を持ち合わせていることが認められ、迅速かつ確実な対応ができる唯一の事業者である。
担当課 電話番号	施設営繕部 西部地区建設課 3880-5111(2951)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	本庁舎照明制御システム設備改修工事
履行場所	足立区中央本町一丁目17番1号
分類業務区分	工事
契約期間	令和7年5月14日から令和8年2月19日
契約年月日	令和7年5月13日
契約金額	¥45,980,000円(税込)
予定価格	¥53,224,600円(税込)
概要	(1) 電灯設備工事 (2) 建設副産物

契約の相手方	名称 東芝ライテック(株) 首都圏支店 住所 東京都品川区南品川二丁目2番13号 南品川JNビル
契約相手方の選定理由	本工事は、本庁舎の運営を行いながら、照明制御システム設備の撤去・新設工事を行う。その際、既存システムのデータ(ソフトウェア)を使用するため、同一メーカーである東芝ライテックが改修する必要がある。当該事業者は、本庁舎で使用する照明制御設備の開発製造者で、かつ施工者でもある。メーカー独自のソフトを使用しているため、プログラム等についても、本庁舎独自のものとなっている。既存データ等を正確に抽出することができ、新システムにデータを流用することを円滑に実施することが、工期の短縮及び経費の削減を図る最善の策であるため、現在保守メンテナンスも行っている上記事業者が、本庁舎の安定した照明制御装置の機能を最大限維持しながら、効果的かつ効率的に改修工事を行うことができる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
担当課 電話番号	施設営繕部 中部地区建設課 3880-5111(3561)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	第七中学校体育館高天井照明交換その他工事
履行場所	足立区関原三丁目32番14号
分類業務区分	工事
契約期間	令和7年5月21日から令和7年7月25日
契約年月日	令和7年5月20日
契約金額	¥9,900,000円(税込)
予定価格	¥10,012,200円(税込)
概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) 体育館高天井照明改修 (2) 舞台天井照明改修 (3) 撤去工事 (4) 建設副産物処理

契約の相手方	<p>名称 (株) 拓電技建工業</p> <p>住所 東京都足立区花畑六丁目9番12号</p>
契約相手方の選定理由	<p>(1) 本事業者は、同種工事において豊富な実績と経験を有しており、器具の取り付け金具を短期間で製作できる体制を有している。また、通常は受注生産で各メーカーにおいて納期に3ヶ月以上を要する器具についても当該事業者は、1週間以内での納入が可能である事が確認されている。</p> <p>(2) 本件は緊急性と確実性を要する工事であり、当該事業者は本件工事に対応可能な技術力を有しており、迅速かつ柔軟な対応が可能な唯一の事業者である。</p>
担当課 電話番号	<p>施設営繕部 西部地区建設課</p> <p>3880-5111(2955)</p>
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	足立入谷小学校直結給水管改修工事
履行場所	足立区入谷三丁目8番1号
分類業務区分	工事
契約期間	令和7年6月7日から令和7年9月30日
契約年月日	令和7年6月6日
契約金額	¥10,450,000円(税込)
予定価格	¥10,978,000円(税込)
概要	<p>1 給水設備工事 竣工当初から改修をしていない 鋳鉄管を埋捨て、露出配管で新設を行う。</p> <p>2 撤去工事 上記内容に伴う、撤去工事を行う。</p>

契約の相手方	名称 (株)栗原設備 住所 東京都足立区佐野一丁目28番6号
契約相手方の選定理由	<p>(1) 過去に当学校で工事を実施しており、学校の仕様や工事による施設への影響も熟知しており、児童の安全を確保し、施設運営、施設への影響を最小限にとどめて施工することが可能である。</p> <p>(2) 緊急工事となる本工事を工期内で対応できる施工体制があり、技術力も高く、迅速に施工を進める事で、工事を確実、安全に完了させることができる。</p> <p>(3) 本事業者は、過去の区内学校施設での工事実績が多数あり、施工状況も良好である等信頼がある。</p>
担当課 電話番号	施設営繕部 西部地区建設課 3880-5111(2953)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	本庁舎3号エスカレーター改修工事
履行場所	足立区中央本町一丁目17番1号
分類業務区分	工事
契約期間	令和7年7月9日から令和8年2月13日
契約年月日	令和7年7月8日
契約金額	¥32,780,000円(税込)
予定価格	¥33,913,000円(税込)
概要	<p>1 昇降機設備工事</p> <p>(1)昇降機設備工事 一式</p> <p>(2)産業廃棄物処分 一式</p>

契約の相手方	<p>名称 三菱電機ビルソリューションズ(株) 東日本支社</p> <p>住所 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号</p>
契約相手方の選定理由	<p>本庁舎3号エスカレーターは設置から29年が経過しており、部分的な修理・交換では、設備の全般的な機能低下を防ぐことはできず、不具合の発生する頻度が高くなり利用者の安全に支障をきたす為、エスカレーター設備の改修工事を行う。</p> <p>本工事は、本庁舎の運営を行いながらの工事となり、庁舎ホールを利用する区民の利便性への影響を最小限とするため、工期の縮減を図る必要がある。エスカレーターを新設設置した場合は1年以上の工期を必要とするため、既存設備の部材を多く再使用することで、工期と工事費の縮減を図ることとする。</p> <p>既存設備のメーカーである当該事業者は、新築時の設置工事およびその後の保守点検業務を請け負っており、既存設備の設置状況を熟知している。現場の安全を確保し指定日までに工事を完了するには、当該事業者以外に施工ができないため、当該事業者との随意契約を依頼する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>
担当課 電話番号	<p>施設営繕部 中部地区建設課</p> <p>3880-5111(3561)</p>
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	東綾瀬公園温水プールドーム改修工事（二期）
履行場所	足立区東綾瀬三丁目4番1号
分類業務区分	工事
契約期間	令和7年7月3日から令和8年1月30日
契約年月日	令和7年7月2日
契約金額	¥145,750,000円(税込)
予定価格	¥147,191,000円(税込)
概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. プールドーム開閉機構改修工事 一式 2. プールタイル補修工事 一式 3. 上記（1）に付随する電気設備工事 一式

契約の相手方	<p>名称 (株)横河ブリッジ</p> <p>住所 千葉県船橋市山野町27番地</p>
契約相手方の選定理由	<p>東綾瀬公園温水プールの特徴的なドーム状の可動式屋根は、上記事業者の独自製品が採用されている。築30年以上を経過し、可動式屋根の車輪レールの不陸や車輪自体が発錆するなどの不具合が生じており、既に可動式屋根の片側は開閉できない状況となっている。</p> <p>本工事は、二期工事として、開閉動作を正常に作動させるため、不具合が生じている可動屋根の車輪やレール等の改修を行うが、可動式屋根は、独自の技術を駆使した機構であり、当該事業者でなければドームの工事ができない。</p> <p>上記理由により、当該事業者に特命随意契約にて補修工事をする必要があると判断した。</p>
担当課	施設営繕部 東部地区建設課
電話番号	3880-5111(2873)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	栗島小学校天井補修その他工事
履行場所	足立区青井六丁目13番10号
分類業務区分	工事
契約期間	令和7年6月28日から令和7年10月31日
契約年月日	令和7年6月27日
契約金額	¥7,095,000円(税込)
予定価格	¥7,187,400円(税込)
概要	<p>1) 天井補修工事 一式</p> <p>2) 建具改修工事 一式</p> <p>3) 上記に伴う附帯工事(アスベスト除去工事含む) 一式</p>

契約の相手方	<p>名称 (株)丸中工務店</p> <p>住所 東京都足立区西新井一丁目22番3号</p>
契約相手方の選定理由	<p>(1) 本工事は早急に完了させる必要がある。確実かつ迅速な施工をするために必要な技術者が所属しており、施設利用者の安全を確保しつつ、施設運営への影響を最小限にとどめて早期に施工することができる事業者である。</p> <p>(2) 令和3年度に全体保全工事を請け負った事業者であり、現場の状況を詳細に把握している事から、他の業者よりも工事費及び工事期間を大幅に軽減する事が可能である。また、施工体制、技術力も高く、迅速な判断を要する緊急工事を確実かつ安全に完了させることができる事業者である。</p> <p>(3) 本事業者は区内公共施設での工事实績が多数あり施工状況も良好であるなど十分な信頼と実績がある</p>
担当課	施設営繕部 東部地区建設課
電話番号	3880-5111(2873)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	北千住駅西口広場エレベーター改修その他工事
履行場所	足立区千住二丁目60番先
分類業務区分	工事
契約期間	令和7年7月24日から令和8年1月30日
契約年月日	令和7年7月23日
契約金額	¥69,231,800円(税込)
予定価格	¥69,231,800円(税込)
概要	<p>工事概要</p> <p>北千住駅西口エレベーター1号機の準撤去リニューアル工事</p>

契約の相手方	<p>名称 (株)日立ビルシステム</p> <p>住所 東京都足立区中川4丁目16番29号</p>
契約相手方の選定理由	<p>本工事は北千住駅西口広場のエレベーター2台のうち1台を改修する工事である。工事費の削減及び工期の短縮や騒音・振動の低減を図るためには、三方枠を再利用することが必要であり、既存のエレベーター製造会社しか施工ができない。</p> <p>当該事業者は保守点検業務も受託している既存のエレベーター製造会社であり、高度な技術を持ち、現場も熟知しているため、指定日までに安全対策も含め効率的に工事を完成することができる。以上のことから、本事業者と随意契約が必要と判断した。</p>
担当課	都市建設部 道・安全設備課
電話番号	3880-5013()
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	(仮称) 第三上沼田保育園新築給排水衛生設備工事
履行場所	足立区江北七丁目12番1、4
分類業務区分	工事
契約期間	令和7年8月12日から令和9年5月14日
契約年月日	令和7年8月8日
契約金額	¥95,700,000円(税込)
予定価格	¥96,163,100円(税込)
概要	<p>1 給排水衛生設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生器具、その他機器の新設を行う。 ・屋内の給水管、屋外の給水管・散水栓を新設する。 ・屋内の排水管・通気管、屋外の排水管・柵を新設する。 <p>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給湯器・給湯配管を新設する。 ・ガスメーター・ガス配管を新設する。 ・給水管、排水管、ガス管の引き込みを行う。 <p>2 撤去工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土の処分を行う。

契約の相手方	<p>名称 (株) 栗原設備</p> <p>住所 東京都足立区佐野一丁目28番6号</p>
契約相手方の選定理由	<p>本工事は、過去三度入札を行ったが不調となった。また、三回目の入札は区内A,Bランク全社指名での入札であり、そこで不調ということは再度入札をかけても不調となる可能性が高い。そして、他業種工事は既に契約が決定し、工事は令和7年3月から開始しており、これ以上工事開始に遅れをとると全体工程に遅延が生じ保育園開園が延期となる可能性が高い。また、上記事業者は第三上沼田保育園新築工事の空調設備工事を受注しており、現場を熟知しており、関連業種との調整も迅速に行うことができる唯一の事業者である。以上の理由から、早急に工事に着手する必要があるため、上記業者との随意契約を希望する。</p>
担当課	施設営繕部 西部地区建設課
電話番号	3880-5111(2951)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	大六天排水場樋門改修工事
履行場所	葛飾区小菅三丁目3番先
分類業務区分	工事
契約期間	令和7年8月21日から令和8年2月16日
契約年月日	令和7年8月20日
契約金額	¥45,650,000円(税込)
予定価格	¥46,805,000円(税込)
概要	<p>(1) 水門改修工事 水門及び巻上開閉器の改修を行う。</p> <p>(2) 土木工事 水路内汚泥の除去を行う。</p> <p>(3) 撤去工事 既存水門、巻上開閉器等の撤去を行う。</p>

契約の相手方	<p>名称 大同機工(株)</p> <p>住所 埼玉県戸田市新曽336番地</p>
契約相手方の選定理由	<p>本工事は、大六天排水場に接続している綾瀬川からの逆流を防止する樋門を撤去更新する工事である。施行場所は綾瀬川に面しており、前面の道路は橋の出口であるため警察との事前協議により、通行止めでは作業を行うことができないといわれている。そのため、高い技術力を必要とする河川側から台船を利用した施工が必要となる。また、工事期間中は親水水路からの排水を停止しなければならず、排水を停止した場合親水水路があふれてしまう可能性があるため、迅速な施工が求められる。</p> <p>当該事業者は樋門の製造メーカーであり、年次点検も行っているため現場を熟知しており、現状設置されている樋門の機能を維持しつつ、区が求める制度の高い作業を安全かつ短期間で行うことができる唯一の事業者である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>
担当課	都市建設部 道・安全設備課
電話番号	3880-5014()
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	宮城小学校体育館床補修工事（緊急）
履行場所	東京都足立区宮城一丁目27番25号
分類業務区分	工事
契約期間	令和7年9月12日から令和7年11月28日
契約年月日	令和7年9月11日
契約金額	¥4,855,840円(税込)
予定価格	¥4,866,400円(税込)
概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) 床研磨 (2) 劣化部パテ補修 (3) コートライン復旧 (4) 床塗装 (5) 上記に伴う撤去補修等の工事

契約の相手方	<p>名称 美津濃（株） 東京本社</p> <p>住所 東京都千代田区神田小川町三丁目22番地</p>
契約相手方の選定理由	<p>(1) 今回の工事に至るにあたり、別途発注の調査委託業務において、趣旨や現状を熟知し、工事内容も十分に把握している。</p> <p>(2) 本工事は、限られた工期の中で完了させる必要があり、工期内で確実かつ迅速な施工を行う為に必要な技術力を有している。</p>
担当課	施設営繕部 中部地区建設課
電話番号	3880-5111(3551)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	足立区立千寿常東小学校施設更新事業に伴う設計等業務委託
履行場所	足立区千住旭町10番31号
分類業務区分	委託
契約期間	令和7年10月16日から令和9年3月15日
契約年月日	令和7年10月15日
契約金額	¥249,999,200円(税込)
予定価格	¥249,999,200円(税込)
概要	<p>委託概要</p> <p>①各種調査</p> <p>②基本構想・基本計画書作成業務</p> <p>③基本設計作成業務</p> <p>④詳細設計付工事契約に向けた業務</p> <p>⑤既存校舎解体設計作成業務</p> <p>⑥仮設プレハブ校舎新築設計作成</p> <p>⑦学校関係者や近隣住民等に対する会議体への参加及び必要な資料・議事録等の作成業務</p> <p>⑧ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）評価取得検討業務</p>

契約の相手方	<p>名称 (株)新居千秋都市建築設計</p> <p>住所 東京都目黒区祐天寺二丁目14番19号四宮ビル2階</p>
契約相手方の選定理由	<p>本業務は、令和3年3月に策定した「足立区学校施設の個別計画」の内容に基づき、基本構想・基本計画及び基本設計を進めていくものである。業務委託者には、高度な技術力や豊富な知識と経験及び柔軟な発想力を備えた事業者を選定することが必要で、価格競争だけでなく、総合的な評価によって技術力と独創性を持つ事業者をプロポーザル方式により選定することが必要である。</p> <p>上記理由から、足立区立千寿常東小学校施設更新事業に伴う設計等業務委託について、公募型プロポーザル方式を採用し、その選定委員会において、業務委託先として最も相応しいとされた本事業者との随意契約を依頼するものである。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>
担当課	施設営繕部 中部地区建設課
電話番号	3880-5111(3551)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	東和地域学習センター屋内消火栓ポンプユニット改修工事（緊急）
履行場所	足立区東和三丁目12番9号
分類業務区分	工事
契約期間	令和7年10月22日から令和8年3月6日
契約年月日	令和7年10月21日
契約金額	¥6,165,500円（税込）
予定価格	¥6,195,200円（税込）
概要	<p>(1) 消火設備改修工事 消火ポンプの改修工事</p> <p>(2) 電気設備工事 上記工事に伴う電気設備工事</p> <p>(3) 撤去工事 上記工事に伴う撤去工事</p>

契約の相手方	<p>名称 (株)スエヒロ</p> <p>住所 東京都足立区綾瀬五丁目24番5号</p>
契約相手方の選定理由	<p>(1) 推薦業者は、消火設備の専門事業者であり、区施設の消火設備の改修工事、点検業務等を多数、受注している。工事による利用者の安全を確保し、早急な施工を行うことができる。</p> <p>(2) 工期に限られる緊急工事に対応できる技術力と、社内施工体制を持つ事業者である。施設運営への影響を最小限に留めつつ、迅速かつ柔軟に施工が可能のため、所定工期までに確実に完了させることができる。</p>
担当課	施設営繕部 東部地区建設課
電話番号	3880-5111(2885)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	第十四中学校第二音楽室空調設備改修工事（緊急）
履行場所	足立区西竹の塚一丁目8番1号
分類業務区分	工事
契約期間	令和7年10月29日から令和8年1月31日
契約年月日	令和7年10月28日
契約金額	¥4,330,700円(税込)
予定価格	¥5,435,100円(税込)
概要	1 空調設備工事 第二音楽室の同時ツインパッケージエアコンの改修工事 2 撤去工事 上記工事に伴う撤去工事

契約の相手方	名称 玉紘工業（株） 住所 東京都足立区谷中一丁目1番17号
契約相手方の選定理由	<p>(1) 過去に当該学校で修繕等を実施した経歴があり、学校の仕様や工事による施設への影響も熟知しており、児童の安全を確保し、施設運営、施設への影響を最小限にとどめて施工することが可能である。</p> <p>(2) 緊急工事となる本工事を工期内で対応できる施工体制があり、技術力も高く、迅速に施工を進める事で、工事を確実、安全に完了させることができる。</p> <p>(3) 本事業者は、過去の区内学校施設での工事実績が多数あり、空調設備の施工状況について良好である等信頼がある。</p>
担当課	施設営繕部 西部地区建設課
電話番号	3880-5111(2953)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	東綾瀬公園温水プールボイラー改修工事（緊急）
履行場所	足立区東綾瀬三丁目4番1号
分類業務区分	工事
契約期間	令和7年10月18日から令和8年3月6日
契約年月日	令和7年10月17日
契約金額	¥15,620,000円(税込)
予定価格	¥15,941,200円(税込)
概要	<p>1. 給排水衛生設備工事 ボイラー回りの給湯管、ドレン管の再接続を行う。</p> <p>2. 機器設備工事 ボイラーの撤去、更新を行う。</p>

契約の相手方	<p>名称 (株)ヒラカワ 東日本支店</p> <p>住所 東京都江東区富岡二丁目2番11号 ふくせい1ビル3階</p>
契約相手方の選定理由	<p>(1) 推薦業者は、既設ボイラーの製造会社かつ保守点検も担当しており、現場を熟知している。本メーカー製品を使用することにより、既存設備との納まりに発生する工事を最小限に抑えられ、納期についても早急に対応が可能である。</p> <p>(2) 緊急工事に対応できる技術力と、社内施工体制を持つ事業者である。迅速かつ柔軟に施工が可能のため、休館期間を最小限に留め、工事を完了させることができる。</p>
担当課	施設営繕部 西部地区建設課
電話番号	3880-5111(2951)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	栗島中学校プールサイド床改修工事（緊急）
履行場所	足立区中央本町五丁目23番1号
分類業務区分	工事
契約期間	令和7年11月20日から令和8年2月27日
契約年月日	令和7年11月19日
契約金額	¥9,900,000円(税込)
予定価格	¥9,928,600円(税込)
概要	1) プールサイド床改修工事 一式 2) 天井補修工事 一式 3) 上記に伴う附帯工事 一式

契約の相手方	名称 (株) 島原建設 住所 東京都足立区竹の塚一丁目27番4号
契約相手方の選定理由	<p>(1) 本工事は早急に完了させる必要がある。確実かつ迅速な施工をするために必要な技術者が所属しており、施設利用者の安全を確保しつつ、施設運営への影響を最小限にとどめて早期に施工することができる事業者である。</p> <p>(2) 令和5年度および令和6年度に栗島中学校の改修工事を請け負った事業者であり、現場の状況や施設の実状をよく把握していることに加え、施工体制、技術力も高く、迅速な判断を要する緊急工事を確実かつ安全に完了させることができる事業者である。</p> <p>(3) 本事業者は区内公共施設での工事実績が多数あり、施工状況も良好であるなど十分な信頼と実績がある</p>
担当課	施設営繕部 東部地区建設課
電話番号	3880-5111(2872)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	第十中学校体育館床補修工事（緊急）
履行場所	足立区梅島三丁目23番3号
分類業務区分	工事
契約期間	令和7年12月23日から令和8年3月13日
契約年月日	令和7年12月22日
契約金額	¥27,500,000円(税込)
予定価格	¥27,583,600円(税込)
概要	1 体育館床補修工事 2 その他付帯工事

契約の相手方	名称 (株) 島原建設 住所 東京都足立区竹の塚一丁目27番4号
契約相手方の選定理由	<p>(1) 本工事は早急に完了させる必要があり、确实かつ迅速な施工が必要である。その中で本事業者は、今年の夏に体育館改修工事を行い、施設運営への影響を最小限にとどめて早期に施工していた実績から、工事を工期までに确实に完了させることができる。</p> <p>(2) 緊急工事となる本工事を工期内で対応できる施工体制があり、技術力も高く、迅速に施工を進める事で、工事を确实、安全に完了させることができる。</p> <p>(3) 本事業者は、区内施設での工事实績が多数あり、施工状況も良好であるなど十分な信頼と実績がある。</p>
担当課	施設営繕部 西部地区建設課
電話番号	3880-5111(2935)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号該当

随意契約内容及び選定理由書

件名	足立区立中央図書館リニューアル基本構想・基本計画策定支援業務及び設計業務委託
履行場所	足立区立中央図書館（足立区千住五丁目13番5号）
分類業務区分	委託
契約期間	令和8年1月15日から令和9年6月30日
契約年月日	令和8年1月14日
契約金額	¥39,336,000円(税込)
予定価格	¥39,336,000円(税込)
概要	<p>1 契約件名 足立区立中央図書館リニューアル基本構想・基本計画策定支援業務及び設計業務委託</p> <p>2 委託業務の範囲 （1）基本構想・基本計画は1階から3階、外構まで一体的に策定する。 （2）全面リニューアルを行う1階及び外構のみ、実施設計まで実施する。</p> <p>3 担当 足立区 地域のちから推進部 生涯学習支援室 中央図書館 管理係 電話：03-5813-3749 FAX：03-3870-8415</p>

契約の相手方	<p>名称 (株)スターパイロット</p> <p>住所 東京都目黒区鷹番一丁目14番6号</p>
契約相手方の選定理由	<p>本業務は、令和7年6月に策定した「足立区図書館サービスデザインアクションプラン」の内容に基づき、中央図書館のリニューアルにかかる基本構想・基本計画の策定及び基本設計・実施設計を進めていくものである。業務委託者には、高度な知識・技術・経験・創造力・意欲・取組み姿勢・取組み体制を有した事業者を選定することが必要で、価格競争だけでなく、総合的な評価によって技術力と独創性を持つ事業者をプロポーザル方式により選定することが必要である。</p> <p>上記理由から、当該業務委託について、公募型プロポーザル方式を採用し、その選定委員会において、業務委託先として最も相応しいとされた本事業者との随意契約を依頼するものである（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。</p>
担当課 電話番号	地域のちから推進部 中央図書館 5813-3749(6562)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当